

## 1. リビングサポート保険の改定内容

### (1) 保険料率の改定

自然災害や水濡れ損害による保険金のお支払いが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構が算出する参考純率※が2018年6月に改定されたことに伴い、一部契約タイプにつきまして保険料率の改定を行います。

※ 参考純率とは、保険料のうち、将来、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる部分のことをいい、当社が保険料率を算出する際に参考とすることができます。

### (2) 賠償責任保険の支払限度額の変更

賠償責任保険（借家人賠償責任・個人賠償責任）の支払限度額について、次のとおり改定します。なお、この改定に伴う保険料の改定はありません。

現行	改定後
1回の事故につき2,000万円（借家人賠償責任・個人賠償責任共通して適用）	1回の事故につき2,000万円（借家人賠償責任・個人賠償責任それぞれに適用）

### (3) 生計同一要件の撤廃

賠償責任保険（借家人賠償責任・個人賠償責任）の被保険者の範囲について、「生計を共にする」（生計同一要件）を撤廃し、また、配偶者からみた親族・子の補償も対象とします。なお、この改定に伴う保険料の改定はありません。

現行	改定後
① 本人の配偶者 ② 本人または配偶者と <u>生計を共にする</u> 同居の親族 ③ 本人または配偶者と <u>生計を共にする</u> 別居の未婚の子 ④ ①から③までに該当しない本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。） (注) 本人と本人以外の被保険者との続柄は、賠償損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。	① 本人の配偶者 ② 本人または <u>その</u> 配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ ①から③までに該当しない本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。） (注) 本人 <u>またはその配偶者</u> との続柄は、賠償損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

### (4) その他の明確化等

次の改定を行っております。

- ・加工、修理等の作業の過失による損害等を補償対象外とする規定について、作業と因果関係がある範囲でお支払いの対象外となる旨明確化します。
- ・保険金請求時の保険会社への提出書類について、保険証券の提出を必須としている取扱いを改め、保険会社が求める場合に提出する書類の1つとします。